

# 子どもにやさしいまちづくりの取り組み

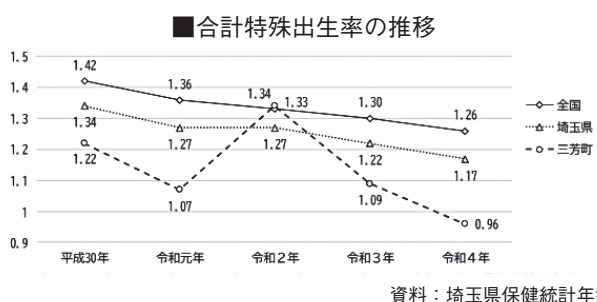
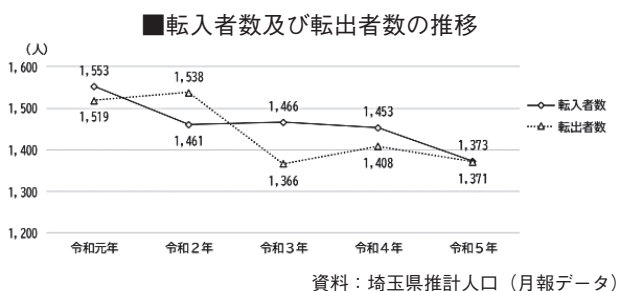
三芳町こども支援課 中村 愛

## 1 埼玉県三芳町の概要

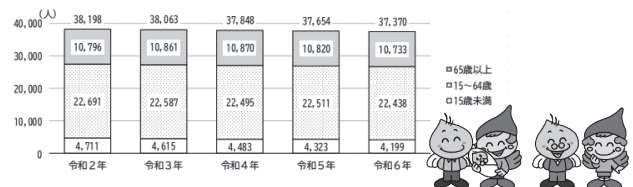
三芳町は、埼玉県の南部に位置し、2025年11月末現在で、人口は37,298人。18歳未満人口は、5,038人。面積は、15.33km<sup>2</sup>というコンパクトな町である。首都から30km圏内という都心へのアクセスの良さが魅力で、昭和30年代に都市部のベッドタウンとして発展してきた。農・商・工業のバランスが良く、事業所数は県内町村で1位、2023年には360年以上続く「武蔵野の落ち葉堆肥農法」がFAOによって世界農業遺産に認定された。秋には、平地林の落ち葉堆肥でつくられる特産品のサツマイモ「富の川越いも」が、通称「いも街道」にて直売される。

## 2 三芳町の人口動態

三芳町は、交通網の利便性や住みやすさから、転出者より転入者数が上回る傾向にある。少子高齢化は全国の傾向と同様で、町の高齢化率は28.7%、約3.5人に1人が高齢者であり、町の合計特殊出生率は、1.15前後で推移している。



■総人口及び年齢3区分人口の推移



## 3 三芳町の「まちづくり方程式」 ～見えないものを観る心～

住民の皆様の一人心の声を傾け、声なき声も観て、聴くために、町長が現場に赴き、懇談する場を多く設けている。子どもの意見聴取においても同様で、町長自ら子どもの体験の場に赴き、時にはともに参加しながら、直接子どもの意見を聴くことが多い。

## 4 子どもの幸福度世界一のオランダに学ぶ三芳町の子ども施策

三芳町は、2020東京オリンピックで、オランダ女子柔道チームのホストタウンとなり、オランダから、スポーツ、芸術、文化、教育等を学び交流を深めてきた。オランダ教育の第一人者であるリヒテルズ直子氏から直接職員が研修を受ける機会があり、『突き詰めて言えば、子どもたちの声に耳を傾けることだと思います。子どもが幸せに生きられる社会は、大人たちも幸せに生きられる社会です。』と指導を受けた。

その後、令和5年度 三芳町政策研究所※「未来創造みよし塾」において、【教育大綱・子どもの権利プロジェクト】にて、3つの政策提言をうけた。

【提言1】子どもに対して大人たちの「約束」となる「条例」の制定

➡「子どもの意見聴取の場の設定」「わかりやすい条例解説文や周知活動の実施」

【提言2】子どもに関する組織は、住民や子どもにわかりやすい組織体制

→こども家庭センターの設置、こども家庭センターと教育センターとの連携

【提言3】形だけにならない視点で策定

→「自治体こども計画の策定」・「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業」の推進

※住民・専門家・職員が同じテーブルで研究を行い、町への政策提言をおこなう。

これにより、令和6年度に子どもの権利に関する条例策定の推進体制として、全庁横断的な組織体制（課長級）としての「こども政策推進本部」を組織し、子どもの権利に関する条例等検討委員会を立ち上げ、子どもの意見を取り入れた条例を令和6年12月13日に制定した。

## 5 三芳町こどもの権利に関する条例の構成

条例は、前文から始まり、第17条までの理念条例となっている。

第1章総則にて、条例の目的と定義を行い、第2章で、子どもの大切な権利を規定している。第3章は、子どもの権利を保障するために大人がしなければならないこととし、町の役割や育ち学ぶ施設の関係者の役割には強い表現を用いて町の意味を表した。地域住民や事業者への役割には努力義務となるよう、一定の配慮をしている。

## 6 ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業 (CFCI)

Child Friendly Cities & Communities Initiative 「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利条約に明記されている子どもの権利実現に向けて積極的に取り組む自治体のことで、2023年現在では、約40か国の3,000以上の自治体やコミュニティで事業が展開されている。

三芳町は、三芳町こどもの権利に関する条例を基本理念とし、実効性のある施策として、「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業」（以下、CFCIという。）に参加し、令和6年12月16日に、日本ユニセフ協会CFCI委員会から「ユニセフ日本型CFCI候補自治体」承認を受け、現在、令和8年度の実践自治体を目指している。

【CFCI構成要素10自治体独自の取組「地球市民意識の醸成とSDGへの貢献」】

日本型CFCIでは、「子どもにやさしいまち」を構成する10項目の構成要素があり、各要素にはチェックリストが付属する。現状の評価、行動と目標の選択と開発、長期的な進捗状況のモニタリングのための指標で、自治体による評価は、子どもを含む住民に公開され、その結果について参画できる機会を設けている。三芳町は、候補自治体の2年間で準備と検証作業をおこない、2年目でチェックリストに基づく自己評価および住民からの評価を受ける予定である。

前文	
第1章 総則	第1条 目的 第2条 定義
第2章 子どもの大切な権利	第3条 守られる子ども大切な権利
第3章 子どもの権利を保障するために大人がしなければならないこと	第4条 共通の役割 第5条 町の役割 第6条 保護者の役割 第7条 地域住民の役割 第8条 育ち学ぶ施設の関係者の役割 第9条 事業者の役割
第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進	第10条 子どもの権利の普及・啓発 第11条 子どもの居場所づくりの推進 第12条 意見表明及び参画の促進 第13条 子どもの安全の確保 第14条 権利侵害からの相談と救済 第15条 保護者への支援
第5章 施策の推進	第16条 計画の策定及び検証 第17条 推進体制
附則	

【令和7年度の取り組み事例～体験から導く一歩先の視点へ】

①子どもまちづくり会議

「子どもの権利に関する条例」に意見を聴く仕組みを明記。まちづくりに関する内容の意見聴取を実施する会議。

対象：小学校5年～18歳（高校生年代）

②子どもまちづくり補助金の創出

子どもの「こうなったらいいな」「こうしたい」を形にするための補助金創設。

まちづくりに関する提案 50万円

町の魅力発信 10万円×2

③戦後80年広島平和記念式典派遣事業

戦後80年の節目に広島平和記念式典へ参列。平和記念資料館や被爆体験の講話を通じ、戦争の悲惨さと非核の大切さを知る機会となる。

④チャレンジアドベンチャー富士登山体験交流事業

自治体間連携事業として富士山交流を実施。登山や交流を通じ、日本の登山文化や各地の地理・風土、そして自然の偉大さ・雄大さと、環境を守ることの大切さを学んだ。

⑤国際交流事業 オーストラリア親善大使海外派遣事業

クイーンズランド州政府教育省主催のスタディツアーに参加。現地校での授業体験やホームステイを通じ、国際理解と国際感覚を育んだ。

⑥国際交流事業 マレーシア海外派遣事業

姉妹都市ペタリングジャヤ市主催の交流事業に参加。多国籍の学生との交流や異文化体験を通じ、国際理解と次世代リーダーとしての視野を広げた。

## 7 三芳町がめざす「子どもにやさしいまち」

子どもたちは、日々、数々の体験や出会い、感動のなかから未来が拓け、新たな人生の一歩が始まる。子どもたちの「今」を大切にしながら、子どもの意見に耳を傾け、子どもたちの最善の利益を考え、施策を遂行するなかで、子どもたちが幸せになり、社会全体が幸せになることができるよう、あらゆる人の小さな声に耳を傾け、声と声を紡ぎあげていく、その先に「誰一人取り残されない Well-being の世界」につながると考えている。